

消費者庁 情報ファイル 2024/06

「実質無料修理」で誘う手口

家屋の不具合

火災保険を利用して実質無料修理を信じてしまうと

大切な保険
大切なお金
大切な信用
を失うことになりかねません



自分の身にも起こることとして捉えましょう

台風、豪雨、大雪等の自然災害は、全国各地で発生しており、特別なことではありません。また、火災保険金等を利用した修理工事に関する相談は、大規模災害が発生した被災地に限ることではありません。自分のこととして捉え、警戒心を緩めることがないようにしましょう。

保険金の不正請求は「詐欺罪」に問われることがあります

うその理由で保険金の支払を請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約の解除をされたり、詐欺罪に問われたりすることがあります。

餅は餅屋 ※消費者庁が調査したケースでは、専門家のアドバイスによって被害回避できています。

保険のことは、ご契約中の保険会社へ。家屋の修理は、信頼できる専門の業者さんへ。少しでもおかしいと感じたら、消費者ホットライン「188」へ。



詳細情報はこちらをチェック

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/property/>



トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

1 8 8

